

内部統制と企業経営

SOX法とは2002年7月に米国で制定された、企業の内部統制を義務化する「企業改革法」であり、これを提唱した2人の議員（Sarbanes氏とOxley氏）の名前から命名されています。「日本版SOX法」とは、こうした米国での流れを受けて証券取引法をベースに金融先物取引法、投資顧問業法など、金融取引についての関連法令を一本化した「金融商品取引法」のことを指し、我が国においては、2006年6月に国会成立しました。「日本版SOX法」は、その一部で財務報告における内部統制の整備を求めており、2008年4月1日以降に開始する会計年度からとなります。適用時期がわずか1年余り先に迫っているため、大手企業各社は、現在様々な調整を強いられているようでありま

す。では、そもそも内部統制とは、どういうものなのでしょう？内部統制を語る上で必ず取り上げられるのが、2001年12月に破綻したエンロンや、それを上回る総額410億ドルという巨額の負債を残して破綻したワールドコム会計不祥事事件です。国内でもカネボウやライブドア、西武鉄道などの有価証券報告書虚偽記載事件などの不祥事が新聞を賑わしました。これらはみな内部で不正な会計操作が行われた結果起こった事件であり、こうしたことを繰り返さないように、経営者や従業員の不正やミスによるリスクをなくす組織的な仕組みおよび活動が、内部統制なのです。粉飾決算などの不正が発覚すれば、行政処分が科されるのはもちろんのこと、顧客や取引先、そして市場からの信頼も喪失し、企業としての存続も危ぶまれるでしょう。そうした事態に陥らないためには、第三者によるしっかりとしたチェック体制が必要となるのです。

もっとも、これまででも、会計監査や税務調査等のかたちで、証券取引法、会社法、税法による第三者による財務報告のチェックは義務付けられていました。ただし、これらのチェックは最終的な数字の“整合性”を重視するものであり、その数字が導き出される過程

までは厳しく問われませんでした。これに対して、内部統制では財務報告を導き出すまでの“行動”がチェックの対象になります。「日本版SOX法」が適用される2008年4月1日以降に開始する会計年度の財務報告では、企業すなわち経営者は内部統制の活動をきちんと説明する責任を負い、外部監査人に評価を求めることとなります。

簡単にいえば、企業活動のすべてが、「お手盛り」ではない（業務上恣意性のないこと）ようであればならないのです。当たり前といってしまうと当たり前なのですが、その当たりの事象すべてに「お手盛り」でないことを証明できる文書を整備しなければならないということでもあります。その積み重ねが財務諸表に表現されていなければならないのです。

このような言い方をすると多くの企業経営者の方たちは、反発されることでしょう。「自分の会社は、そんなお手盛りの経営ではない」あるいは「自分の会社だから、経営者の私にすべて経営権があり、私の頭の中に統制活動があるのだ」と。しかし、いまや「所有」と「経営」は完全に分離しており、多くのM&A事例でもそれは証明済みであります。

優秀な経営者ほど、自分の頭の中に「統制活動」を有していますが、文書化を進める過程で、業務プロセスを見直し、業務やシステムの効率化・簡素化を実現するチャンスでもあります。実際に業務プロセスを見直すことで、不要な補助簿や証憑が数多く見つかることも少なくありません。経営効率を見直す意味でも、内部統制は絶好の機会なのです。

